

令和2年第5回住田町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和2年6月12日(金)午前10時開議

- 日程第 1 議案第1号
子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第2号
住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第3号
住田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第4号
介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第5号
住田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第6号
住田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第22号
上有住地区公民館新築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第 8 議案第7号
令和2年度住田町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第8号
令和2年度住田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第9号
令和2年度住田町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第10号
財産の処分に関し議決を求めることについて
- 日程第12 議案第11号
住田町過疎地域自立促進計画の変更について

- 日程第 1 3 議案第 1 2 号
住田町農業委員会委員の過半数を認定農業者又はこれらに準ずる者とする
ことに
関し同意を求めることについて
- 日程第 1 4 議案第 1 3 号
住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 1 5 議案第 1 4 号
住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 1 6 議案第 1 5 号
住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 1 7 議案第 1 6 号
住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 1 8 議案第 1 7 号
住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 1 9 議案第 1 8 号
住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 2 0 議案第 1 9 号
住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 2 1 議案第 2 0 号
住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号
住田町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第 2 3 請願審査報告
請願第 1 号
「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための、2 0 2
1 年度政府予算に係る意見書」採択の請願
- 日程第 2 4 発議第 1 号
教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	水野正勝君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	4番	佐々木信一君
5番	佐々木春一君	6番	村上薫君
7番	阿部祐一君	8番	林崎幸正君
9番	菊池孝君	10番	高橋靖君
11番	菅野浩正君	12番	瀧本正徳君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 神田謙一君 教育長 菊池宏君

.....

副町長	横澤孝君	総務課長 兼選挙管理 委員会書記長	山田研君
税務課長兼 会計管理者	佐藤修君	企画財政課長	菅野享一君
町民生活課長	紺野勝利君	保健福祉課長 兼地域包括支 援センター長	佐々木光彦君
建設課長	佐々木真君	農政課長兼 農業委員会 事務局長	横澤則子君
林政課長	千葉純也君	教育次長	伊藤豊彦君

事務局職員出席者

議会事務局長 松田英明 係長 高橋京美

開議 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀧本正徳君） おはようございます。ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（瀧本正徳君） これから、諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

○議会事務局長（松田英明君） 議会の諸般報告

〔事務局長朗読〕

○議長（瀧本正徳君） これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 議案第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第1、議案第1号 子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 議案第1号 子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の一部改正は、令和2年8月から医療費助成事業の現物給付の対象が中学生までの生徒に拡大されることにより、所要の改正をするものです。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。

1ページ、第10条第3項は、現物給付の対象を出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に改正するものです。

附則として、この条例は、令和2年8月1日から施行するものです。

この条例による改正後の子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第1号 子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第2号

○議長（瀧本正徳君） 日程第2、議案第2号 住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 議案第2号 住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の一部改正は、用語の定義及び令和2年8月から医療費助成事業の現物給付の対象が中学生までの生徒に拡大されることにより、所要の改正をするものです。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。

1 ページ、第2条第1項に第6号として、独り親家庭の者を規定し、第3条は受給できる者の規定を削除し、受給者が独り親家庭の者としたものです。

2 ページ、第3条の次に、第4条、受給者の制限を加え、以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

3 ページ、第12条第3項は、現物給付の対象を、出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に改正するものです。

附則として、この条例は、令和2年8月1日から施行するものです。

この条例による改正後の住田町ひとり親家庭医療費給付条例の規定は、この条例の施行日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号 住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第2号 住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第3号

○議長（瀧本正徳君） 日程第3、議案第3号 住田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 議案第3号 住田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡大を図るため、中核市の長も研修を実施できることとするため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、改正しようとするものです。

改正する条文等について新旧対照表、改正後の欄により説明いたします。

第10条についての改正となります。

第3項に研修の実施者として、地方自治法第252条の2第1項の中核市の長を追加するものです。

附則は、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用しようとするものがあります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号 住田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第3号 住田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第4号

○議長（瀧本正徳君） 日程第4、議案第4号 介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 議案第4号 介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の一部改正は、1点目は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の改正により、令和2年度から低所得者の介護保険料軽減強化を完全実施する必要があることから、令和2年4月1日から第1号被保険者第1段階、第2段階及び第3段階の保険料を改正するものであります。

2点目は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度の収入が下がった方々に対し、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等が行われることから、介護保険料の減免を行おうとするものであります。

新旧対照表により説明いたします。

第2条第2項は、第1号被保険者第1段階についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率を、同号の規定にかかわらず、2万2,600円とするもの。

第3項は、第2段階について規定するもので、前項中2万2,600円とあるのは、3万

7, 800円と読み替えるもの。

第4項は、第3段階について規定するもので、第2項中2万2,600円とあるのは、5万2,900円と読み替えるものです。

附則第8条は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免について定めたもので、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている保険料の減免要件について定めているものです。

この条例は、交付の日から施行するもので、改正後の附則第8条の規定は、令和2年2月1日から適用するもの、介護保険条例第2条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の保険料については、従前の例によることを定めたものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号 介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第4号 介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第5号

○議長（瀧本正徳君） 日程第5、議案第5号 住田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、佐藤 修君。

○税務課長（佐藤 修君） 議案第5号 住田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化、及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴う、所要の整備を行う必要があることから改正するものであります。

改正条文に沿って御説明いたします。

改正条例中、第6条第2項の改正は、法律の題名の改称と、条ずれに伴う改正であります。

附則につきましては、施行日を交付の日からとして定めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号 住田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第5号 住田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は、

原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第6号

○議長（瀧本正徳君） 日程第6、議案第6号 住田町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、佐藤 修君。

○税務課長（佐藤 修君） 議案第6号 住田町税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止策が納税者等に及ぼす影響等の緩和を図るため、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、住田町税条例の一部を改正するものであります。

改正条文に沿って御説明いたします。

1 ページ目を御覧ください。

改正条例第1条中、附則第10条の改正は、読替規定として通常の固定資産税の課税客体について減免規定を適用するための改正であります。

附則第10条の2第15項及び第17項の改正は、生産性向上措置法に規定する先端設備に対する固定資産税の課税標準の特例について、現行では償却資産のみを対象としていたものに、事業用の家屋及び構築物を加え、中小事業者に対する特例措置の拡充を図ろうとするものであります。

附則第15条の2の改正は、軽自動車税の環境性能割の税率を1%軽減する特例措置を6か月間延長し、令和3年3月31日までに取得した者を対象とするものであります。

2 ページ目を御覧ください。

改正条例第1条中、附則第24条第1項及び第2項の追加につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響による令和2年2月以降の事業収入に大幅な減少等が見られる場合に、令和2年2月から令和3年1月までに納期限が到来する税について、納税者等の申請に基づき、無担保かつ延滞金なしに1年間徴収を猶予できる特例を設けたものであります。

同じく2ページの中段、改正条例第2条の改正につきましては、改正条例第1条の改正と

の施行期日のずれに伴い条ずれが生じることから、附則第10条及び第10条の2第17項の改正が必要となるものであります。

同じく2ページ下段から3ページにかけての附則第25条の追加については、新型コロナウイルス感染症の影響により、文化、芸術、スポーツイベントを中止した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合に、入場料等を放棄した金額を個人住民税の寄附金控除の対象とするための改正であります。

3ページを御覧ください。

3ページ、附則第26条の追加につきましては、一定の条件に該当する場合は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について、その適用期限を令和15年度であったものを、令和16年度分の個人町民税まで延長することとしたものであります。

3ページ、附則につきましては、この改正条例の施行期日を定めるもので、改正条例第1条につきましては、交付の日からの施行としており、改正条例第2条につきましては、令和3年1月1日からの施行となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 3ページの新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例、いわゆる住宅ローン控除の点かと理解いたしますが、これは住宅建設をする場合に、軽減をしてなるだけ負担を軽くしようとする制度だというふうに思いますけれども。例えば、町内で私たちの住んでいる上有住のほうでも、結構若い方々が近年住宅を新築をしておりますで、この新型コロナの感染に当たって、収入が結構減ったりとかしている方々もいるわけですね。そういう方々に、例えば収入が2割以上減少した場合に固定資産税の軽減をしてあげるとか、そのような措置というのは考えられないものなのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（瀧本正徳君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 修君） 固定資産税の軽減につきましては、事業者並びに中小企業者ということで固定資産税の減免等についての規定は設けられておりますけれども、それはあくまでも令和3年度からの課税分ということで、個人の方々についてはそういった固定資産税の減免等については規定はございません。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 今税務課長がおっしゃられたように、事業主さんとかそういう方々については固定資産税のいろんな措置があるということですが、個人の方についてはそういうのはまだないようなので、ぜひ検討していただければというふうに希望しておきます。

○議長（瀧本正徳君） ほかに、ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号 住田町税条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第6号 住田町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第22号

○議長（瀧本正徳君） 日程第7、議案第22号 上有住地区公民館新築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君） 議案第22号 上有住地区公民館新築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて提案理由を説明いたします。

今までの上有住地区公民館は、上有住地区公民館兼住田町役場上有住支所として昭和50年に建設されました。築後45年を迎え老朽化が進行し、生涯学習の拠点として、また高齢

化社会にあって利用者から求められるニーズへの対応が困難なものになってきたことから、地区公民館を新築整備するものであります。現在、上有住地区公民館の解体工事が進み、建物部分の解体が終わり、6月中に解体工事が終了する予定です。

議案書の2枚目が工事概要であります。所在地は今までと同じく住田町上有住字山脈地15番地1で、木造平家建て、延床面積が521.67平方メートルとなっております。

3枚目以降に図面を添付しております。

図面の1枚目が全体平面図です。下が南、旧県道側、上が北、民俗資料館及び有住小学校プールの方角となります。建物配置の特徴としましては、建物敷地南側に配置し、地区公民館敷地入り口から民俗資料館が見通せるようになります。駐車場に続き、建物前には芝生の広場を配置し、民俗資料館玄関まで直線で続く通路を新設します。

図面2枚目が建物の平面図になります。特徴としましては、図面中央の三角形の部分が半屋外スペースの土間となっております。そこから入り口建物内部の中土間（エントランス）に続きます。また、北側民俗資料館に向かって外から利用できるトイレを配置し、事務室も民俗資料館が見通せる配置としました。南側ホールと図書室は建具によって仕切られていますが、これらを開けることで一体的な利用も可能となっております。

図面3枚目が建物の立面図になります。一番上の南立面図が旧県道側から見た外観となります。上から2番目の北立面図の中央から左側がホールと図書室の正面の外観となります。上から4番目の東立面図の中央が玄関となります。

図面4枚目が屋根伏図になります。図面1枚目で説明した三角の部分が屋根に覆われている形です。南西側に旧施設からの太陽光発電パネルを移設します。

この工事の入札は指名競争入札方式で6月1日に行い、その結果、佐賀組・坂井建設特定共同企業体が消費税抜き2億170万円で落札いたしました。仮契約の月日は6月5日で、契約金額は2億2,187万円であります。着工は議会議決日の翌日、完了は令和3年3月18日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

8番、林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） ちょっと聞きたいんですが、最初の設計額というのは大体幾らぐらいだったんだろうな。

それと、設計屋さんは俺ちょっと聞いてねえんだけども、これ気仙管内の設計屋さんか、全然違うところの設計屋さんか、その2点お伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（伊藤豊彦君） 設計額は、当初はというところですが、設計、プロポーザル方式でやったわけですがけれども、その際に提示した額としては、1億7,000万円前後の建物での設計をお願いしたところであります。

設計屋さんということですが、プロポーザルで募集しまして、申込みのあったところでございます。パーシモンヒルズという会社でございまして、東京の会社でございまして。

○議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 私ちょっと金額的に覚えているのは、2億6,000万円ぐらいで大体予算取ってたんじゃないかなと思うんだけどもさ、2億6,000万円が2億2,000万円ではちょっとあんまり金額の差があるんじゃないかな。強いて言えば、どこかの見積りが狂ってるんだか、その線というのは後々、約4,000万円の差があつてさ、後は設計屋が東京のほうであればそのぐらいの額に対しての追加というのは考えられねえかな。そういうふうに、よその設計屋が来ると怖いもんだから、その追加ががーんと上がるような、追加のないような施工金額にさせることができるのかなと。今、金額の差があんまり大きいものだからそれを心配してましたが、いかがなんですか。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（伊藤豊彦君） 今後の工事の進捗によっては心配されるということではあります。できるだけこの当初契約で進めていただきたいものだなというふうには考えております。

○議長（瀧本正徳君） ほかに、ございませんか。

1番、水野正勝君。

○1番（水野正勝君） 生涯スポーツの観点で1点お伺いいたします。

これから各地域で生涯スポーツを推進していくことは健康寿命の延伸ですとか、医療費の削減ということで非常に重要なテーマとなってくると捉えております。

この芝生ですとか、建物の前の広場、KUBBのまず使える観点というところで、地元の皆さんで何回もいろんな会議ですとか、議論もされて、今回こういった設計ということでもとまったかとは思われます。私が何回か参会した中で、KUBBの専用のコートを設けてはどうかなんていう議論もあったと記憶しております。こういった生涯スポーツを上住地区で進めていくという部分で、KUBBという観点でこの利用を促していく場合、そういった

広場ですとか、緑台エリア、この辺りの活用の見通しといいますか、考え方というのはどのような構想をお持ちでしょうか。その辺り伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（伊藤豊彦君） まさに、検討段階ではそういった専門のコートという御意見もあったようでございますが、多目的に使える芝生広場として整備したところであります。もちろん、そういったKUBBもコートを作ることにはなりますが、KUBBの利用も可能、あとはただ単に遊び回ることも可能、あとは災害時には臨時の駐車場のようにも使えるようにということで、多目的に使える広場として整備しようとするものであります。

○議長（瀧本正徳君） ほかに。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 2点についてお伺いいたします。

全体の平面図を御覧になっていただきたいと思います。

この図面を見ますと、車の出入口につきましては、気仙川沿いの町道のほうからの出入りと、それから民俗資料館の裏側の国道側からの出入りが可能になっているんですけども。先日そのすみチケの販売もドライブスルー方式等で行われたりしておりますし、大規模災害が起きたときに、その避難をするときに、民俗資料館のほうに地区公民館の前のスロープを通過して出入りができるようになっている幅なのかどうかお尋ねをいたします。

それから2点目は、駐車場の台数の確保についてですけども、この全体平面図で言いますと、大体32台の予定になっているんですが、地区の地区体育祭とかいろいろ大勢集まる場合にはこの台数だけでは足りないわけですが、草の広場とか、ここも使ってもいいものなのかどうか、ほかにどういうふうを考えてやっているのかお尋ねいたします。2点です。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（伊藤豊彦君） まず車の出入りでございますが、基本的に旧県道側の入り口、出入口1か所と考えております。ここから駐車場、グレーの部分32台の駐車スペースになりますが、この駐車場までの利用と考えているところであります。災害の際にということではありますが、もちろん草の広場、芝生の部分、災害時でありますとか、行事でありますとかそういう場合どうしても収容台数が少ないといった場合には、ここも利用可能と考えております。

それから通り抜けの件でございますが、現在は民俗資料館のほうまで通り抜けが可能になっているわけですが、完成した場合には通常は民俗資料館のところは出入りはしないように

したいと考えております。ただ、災害時におきましては、有住小学校の緊急の車での児童の受渡しと言うんですか、その経路になっておりますので、旧県道側から入って有住小学校の玄関で子供を受け取って、体育館前を通過して、民俗資料館前を通過して国道側に抜けるというのが緊急時のルートとしておりますので、緊急時は開けられるようにするというようにしたいと思っておりました。

それから、この新しい図面のスロープの部分ですが、ここは軽トラック1台が通れる幅でありますので、軽自動車程度であれば走れるところとなっておりますが、普通車はちょっと通れないという形になっておりますので、本当に緊急の場合は旧県道側から入りまして有住小学校の玄関前、それから体育館のところを通過して、民俗資料館前を通過して旧国道側に抜けるといったルートとなります。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 分かりました。駐車の数については草の広場とかそちらのほうも使えるような形でよろしいですということですし、出入口については緊急のときには民俗資料館の国道側からもオーケーと。ただ、私、今気になったのはスロープのところは軽トラが通れるということですから、多分普通の乗用車程度は可能かなというふうに思いますが、若干少し広めにしていれば、万が一の大規模災害、ここの上有住地区公民館のところも1,000分の1の対象になっているんですね。ですから、なおかつ今の駐車場のこちらよりは民俗資料館のほうが高いわけですので、そちらのほうにやはり逃げる場合にはこのスロープも少し幅広く若干していただいたほうがよろしいかなと思いますので、検討をこれもよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかに、ございませんか。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 設計がプロポーザルで、かつ選考に当たっては選考委員会や地区住民の意見を取り入れながら決定したという経緯であったらと思うんですが、今回の配置を見て、一つは有住小学校との関連を見ると学校行事があった場合に、決定的に駐車場が狭いのではないかという気がしました。臨時的に芝生の上も使うということでありましたけれども、学校行事との関連でその辺の音がどうだったのかも一度確認させていただきたいと思ひます。

あともう一つは、民俗資料館も上有住地区公民館の職員による管理でしたわけですが、私個人的には資料館と連続する渡り廊下等とつながると、様々な面でのこれからの活用が考えられるのではなかったかと思われるわけですが、ただいまの質問での国道からの進入路とかそういうのの配慮を考えるとどうかなということもあったんですが、その辺のところは検討されなかったのかということ。

それから、これからの小学校の位置づけとして、有住地区全体として考えると私たち下有住の立場で言うと、学校とこの地区公民館の活用のことを配慮したのが見ればなと思っただけですけれども、その辺の地域における御意見がなかったのかということ。

それから、図面で見るとちょっと詳細までは何ですが、障がい者、特に車椅子等による玄関やトイレの利用のスロープ、あるいは通路等のことが確認されないんですけれども、その辺の障がい者の利用の配慮になっているのか、以上のことを確認させていただきます。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（伊藤豊彦君） まず1点目、学校行事との関わりで駐車場ということですが、駐車場様々やはりそこはありました。配置を考える上でどこまで駐車場にして、やはりもう全部駐車場でいいんだという御意見も、全部舗装したほうがいいんだという御意見もありました。しかし、いろいろな活用の方で広場的なものもやはり多く取りたいという御意見もありました。そういった中で最終的にはこの現在の32台というところ、そして非常時には芝生も使えるというこの形となったものであります。

それから2つ目は資料館との一体的な活用ということかと思いますが、やはり高低差があった関係で、これを解消するような施設となるとどうしても事業費的に大きくなるということ、それと避難路と言いますか、そういった道路の関係等もあって、民俗資料館と直接つながるような構造とはしなかったものであります。

それから3つ目の学校に関わっての配慮というところでは、事務室が学校それから資料館どちらからも見られる方向にしたということもありますし、それからホール、図書室の配置ではありますが、これをより学校に近いほう、放課後子ども教室をこの場を中心にやる予定としておりますので、学校から見える方向とした部分は配慮したところであります。

それから4つ目の障がい者への配慮という部分では、確かにこの図面だと見えにくいわけですが、図面2枚目の平面図であれば、三角の中土間から左側が入り口になるわけですが、そこはバリアフリーで移動が可能となっておりますし、入り口、事務室、それから民俗資料館側に抜ける通路は、そこは外と同じ高さとなっております。それから、机土間と書

かれている部屋も一緒でございます。外側の通路も外と同じ高さとなっております。それからここは外側のトイレには身障者用のトイレはないわけですが、南側のほうに通路を下がっていきますと矢印が書いてありますが、ここが通路になっております。中土間エントランスの背面になりますが、ここがスロープになっております。それで、トイレがありますが、ここに多目的トイレがあつて、身体障害者の方も利用できるトイレとなっております。そういったことでこのスロープ部分で土間とそれから上履きが変わるわけですが、そこからは特に段差等はありませんので、車椅子での移動も可能かと考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 1つ目の駐車場についてはいずれ学校の行事があつたときは臨時駐車場として、中学校なりと連携を取るような形で考えていかなければ、天気の良い日はあれだからいいんだけど、雨の日など芝生に車入ったらもう終わりになっちゃうんで、そこは中学校との連携を考えたり、周辺の土地の状態を見ながら地域の方々と相談して駐車場の配置は検討なさったほうがいいと思います。

それから、民俗資料館との配置については分かりましたが、小学校との連携ではいずれホール部分が放課後の児童の休む場所、図書室と併せてということで、施設利用の視点はそういうことで見てよろしいということですね。そこを確認させていただきます。

あと、障がい者の部分ではトイレの場所の個所数、あるいは会議室が土間であるというようなことで配慮なさったということで理解をいたしました。

終わります。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号 上有住地区公民館新築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第22号 上有住地区公民館新築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第7号

○議長（瀧本正徳君） 日程第8、議案第7号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長（菅野享一君） 議案第7号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,097万円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ55億9,099万4,000円とするものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は9ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入を御覧ください。

12款分担金及び負担金170万9,000円の減は、保育所運営費一部負担金の減によるものであります。

14款国庫支出金8,035万5,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,680万7,000円の計上が主なものであります。

15款県支出金198万3,000円の増は、地域経営推進費110万円の増が主なものであります。

16款財産収入502万7,000円の増は、土地貸付料の増によるものであります。

18款繰入金4,228万6,000円の減は、財政調整基金繰入金3,700万円の減が主なものであります。

20款諸収入250万円の増は、コミュニティ助成事業助成金の計上によるものであります。

21款町債2,490万円の減は、消防団車両整備1,300万円の減が主なものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

3ページをお開き願います。

なお、詳細は11ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3.歳出を御覧ください。

2款総務費977万7,000円の減は、空き家活用住宅改修工事費の減が主なものであります。

3款民生費713万7,000円の増は、介護保険特別会計繰出金353万4,000円の増が主なものであります。

4款衛生費418万5,000円の増は、消耗品費259万円の増が主なものであります。

6款農林業費8万3,000円の増は、農業近代化資金利子補給補助金の増によるものであります。

7款商工費600万円の増は、新型コロナウイルス対策事業委託料の計上が主なものであります。

9款消防費964万7,000円の減は、消防車両購入費の減が主なものであります。

10款教育費1,973万3,000円の増は、学習用情報教育機器購入費の計上が主なものであります。

11款災害復旧費273万円の増は、公共用財産災害復旧工事費の計上によるものであります。

14款予備費52万6,000円の増は、予算調整によるものであります。

次に、地方債の補正を第2表により御説明いたします。

5ページをお開き願います。

今回の補正は廃止であります。

対象は空き家活用住宅改修事業1,190万円、消防団車両整備事業1,300万円であります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

1 番、水野正勝君。

○1 番（水野正勝君） 3 点お伺いしたいと思います。

まずは、歳出、第 2 款総務費、6 目企画費の第 1 4 節工事請負費の上有住地区公民館ネットワーク整備工事費についてであります。

これは、コロナにも関連して職員の方々のテレワークの整備に関する事かなと認識しておりますが、人数ですとか、実際の運営していくに当たって業務の在り方、形、そういった内容の詳細を少し見通しの部分お話お聞かせ願いたいと思います。

2 点目は、第 7 款商工費、第 2 目商工振興費の第 1 2 節委託料の新型コロナウイルス対策事業委託料に関してであります。

こちらは新型コロナウイルスの対策ということで、各事業所さんが感染予防の対策をする上でこの予算措置というふうに捉えております。もう既に各事業所さんの判断で取り組まれてるところも多いのかなと見受けられますが、そういった既に設置済みですとか、対処済み、アクリルの板ですとかそういったものをされている事業所さんにも補助ですとか、これは対象ということになるものか確認をさせていただきたいと思います。

3 点目であります。9 款消防費の消防施設費の 1 7 節備品購入費の消防車両購入費に関して 3 点目伺います。

こちら、まず今回の補正で導入を見送ると捉えますが、その理由ですとか、今後の見通しのところを確認させていただきたいと思います。

以上 3 点であります。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長（菅野享一君） 私のほうからは、1 点目の上有住地区公民館へのネットワークの事業についてお答えいたします。

議員の御意見のとおり、災害時等に役場機能の通信ができるような整備をするという内容でございます。ただ、今回の分については、イントラネット用の線を引く工事が中心になります。新築工事に合わせて、そこに合わせてやりたいなというふうには考えておりますが、詳細の利用できる規模であるとか、内容についてはこれから検討する形になりまして、今回は線をつなぐ部分だけということになります。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、横澤則子君。

○農政課長（横澤則子君） 私のほうからは 2 点目の商工費について答弁申し上げます。

新型コロナウイルス対策事業委託料につきましては、議員に説明していただきましたとおり、感染予防に対する飲食店あるいは小売業者が実際にアクリル板等飛沫防止をした場合にその店舗に支援をするという内容のものでございます。4月1日以降の事業について対象にしようというふうに考えております。

また、今回は、新型コロナウイルスの感染予防対策が長引くということも予想されることから、今後それに対応したお店のリフォーム等も対象にするというふうな考え方ではおりません。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 消防車両の関係であります。本年度につきましては、2台の新規車両の購入を予定をしておったところでございますけれども、感染症の関係で納期がどうしても間に合わないということで、今回は減額したというところでございます。

次年度につきましては、基本的にはスライドしてということで考えてはございますけれども、消防団の再編も見込んでおりますので、その辺でちょっとまだ不確定な部分はございます。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 水野正勝君。

○1番（水野正勝君） 再質問2点いたします。

まず、この上有住地区公民館のネットワーク整備工事費に関してなんですけども、まずそうなりますとコロナに関して緊急的な状況が起きた場合に、少しでも役場の庁舎だけでの業務ということではなくて分散しようという目的でネットワーク、インターネットですとかそういう整備ということで認識お受けします。ですが、まず私が個人的には思うには、コロナで確かにそういった対策というのは確実に必要なんだろうなと。しかし、それに加えて例えばテレワークという概念と言いますか、この仕組みをもっともっといろんな幅広い形で新しいこれからの将来に向けて活用する、という部分も片隅に置きながらやっていくべきではないかなと思います。というのも、私の印象なんですけども、この上有住地区ですとか、ほかの全ての地区どこでもそうだと思うんですが、やはり地区公民館というのは本当にいろんな方々、地域の方、地元の方集まる施設と捉えております。担当の職員の方は常時いらっしゃるんですけども、役場の職員の皆様方が、いろんな方々がそういった各地域に出向いて、交流していくということもこれからの時代とても現場の声を聞くという部分ではすごく重要なかなと個人的には考えております。ですので、何とかまずコロナという枠だけに留まら

ず、このテレワーク、あとはこれからの働き方の改革という観点からも、多方面でいろんな活用運営の方法を検討していきながら見通していただきたいなと考えております。

もう一点ですけれども、消防の車に関してであります。まずいろいろコロナの影響を受けているということで、本来の計画どおりに導入できないということでもありますけれども。まずそもそも新しく消防の車両の入替えと言いますか、新規の導入という部分なんですけれども、小型ポンプの積載車ということで、新しいタイプの車両がサイドミラーしかほとんど後方確認等できないというようなのが現状としてあります。しかし、これから世代交代等、先ほど再編の部分でもありましたが、私が思うにこれからの世代、若い方々でなかなかマニュアルの操作ですとか、そういった中型、大型等の車両を乗れるという人がそもそも減ってきているという現実も確実にあると捉えます。また、運転の操作に関してもなかなか後方確認ですとか、いろんなこれまでの車両と比べて難しくなってる部分があると捉えております。そこで、バックモニターに関してなんですけれども、私が把握してる分ではバックモニター、各分団ですとか、部ごとの判断で検討しながら導入したりしなかったり、見送ったり、導入した後、導入すればよかったなんていうような様々な状況があると私は現場で捉えております。したがって、このバックモニターという部分も導入の際に、最初の段階から盛り込みながら、後で付けとけばよかったとかということに今後ならないように、その辺りを考慮しながら導入計画進めていただきたいなと考えております。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 時間ですので、ここで、1番、水野正勝君の再質問に対する答弁を保留し、暫時休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長（瀧本正徳君） 休憩前に保留いたしました1番、水野正勝君の再質問に対する答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 私のほうから水野議員の上有住地区のネットワークの整備に関しまして、テレワークであったり多様な活用についてという働き方ということでの再質問

いただきましたけれども、今回の整備に当たりましては、もちろんコロナウイルスの感染症対策という部分もあるんですが、今後起こり得る通常時の災害等で避難場所になる場所について機能をそちらのほうでも分散というのもそうですが、役場本部のほうと通信が取りやすいという対応をできる環境を整備したいということも含んでおりましたので、そのほかの部分については今後検討させていただくということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） 消防車両のバックモニターとギアシフトの関係でございます。

初めに、バックモニターでございますけれども、昨年度より納品の車にはバックモニターをつけております。今年も仕様といたしまして、バックモニターを予定をしておったところでございます。

ギアシフトの関係でございますけれども、議員おっしゃるとおり、この頃はオートマ限定免許という方もあろうかなというところはそのとおりかなと思います。ただ、オートマですと価格が高いという部分がございますし、あと馬力の関係、山林火災等で山道という部分ではマニュアルのほうがいいのかという部分があります。議員の考えも意見として参考にしながら、消防団とも協議しながら購入を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（瀧本正徳君） 2番、荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 2点伺います。

1点目、9ページ、歳入、14款2項国庫補助金のところの6,680万7,000円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について伺います。

今のところすみチケとかいろんなところに使ってるということですが、そのほかの使い道として、全体としてどういうふうこれから使おうとしているのか、ということをもう一度伺いたいと思います。

それから2点目、13ページ、歳出、7款商工費、1項商工費の商工振興費について伺います。

プラス補正600万円について伺います。

これはすみチケ2回分のところの関連だと思いますんで、先ほど1番議員も質問されましたけども、この3項目説明がある中で、どこがすみチケにまたプラスアルファしてるような部分なのか、もしあるのだったら、どのような内容で委託先、金額等差し支えなければ、その辺についても教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 私のほうからは1点目の新型コロナ対策の地方創生交付金の内容について御説明したいと思います。

内容がかなり細かく多岐にわたるものですので、内容どういうものかといったところをちょっと大きくくりたいと思いますけれども、1つは5月の臨時議会のほうで御提案させていただきましたすみチケであったりとか、あとは学校給食費の無償化、そういったものの対応に充ててございます。あとは、福祉施設、小中学校等への消毒液であったり、マスクであったり、あとそういうものの購入といったものがありますし、あとは体温計の購入であったりと、そういう保健上のものが主なものでございますし、あと今回計画しておりますいろんなテイクアウト事業とか今後の経済復興に使われるような内容についても含まれております。

以上、おおよそそういったところに充てております。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（横澤則子君） 私のほうからは2点目の商工費についてお答えいたします。

今、企画財政課長のほうからも説明がありましたけれども、食べて応援住田チケットにつきましては、5月の臨時議会のほうで次回の分まで予算要求をさせていただいて承認を頂いたところです。1回分が1,100万円、11月からの第2段も1,100万円ということで、トータル2,200万円を臨時議会で御承認を頂いたところであります。今回の補正予算に上程させていただいたのは、飲食店等の方々が新型コロナウイルスのための感染予防対策に対する支援に対する委託料であります。新型コロナウイルス対策事業委託料につきましては、商工会のほうに委託をして、飲食店さんの感染予防対策の支援を行うというもの、それからテイクアウトの体制整備事業委託料につきましては、感染予防のためにテイクアウト事業を活発化していこうということで、現在鶏のからあげプロジェクトを推進して、飲食店さんとテイクアウトについて活発に動きを見せている住田町観光協会のほうに委託をして、さらなるテイクアウトを進めていただくというような内容になっております。

18款の負担金補助金につきましては、こちらは町内の事業者で家賃を支払っているところへの補助という事業になります。

○議長（瀧本正徳君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） それでは、1点目について。すみチケとか給食費とかいろいろなもので使われているということなんですが、使われてない部分、6,600万円の中でまだ使わ

れてない部分についてこれからどういうふうに考えているのか、それについて10ページの繰越金の財政調整基金繰越金というのがあるんですけども、そこの関連はどういうふうに考えられるのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

それから、2点目についてです。私が質問した趣旨に合っているのはやっぱり真ん中のテイクアウトの部分だと思います。からあげプロジェクトをやって、その支援というようなことなんですが、町内では現在、食べて応援住田チケット、すみチケですね。これと、住田からあげプロジェクト、これが並行して存在してます。からあげプロジェクトですみチケを使おうとしても、事実上使えないお店があります。今日の朝の報道もあって2点加わるということと言うと、12店舗で私のちょっと勝手な考えですけど、5店舗ぐらい使えないお店があるのではなかろうかなというふうに思っております。そこに関する同じような事業なのに、連携というか、そういうものがシンクロしてない部分があるというので非常にもったいないという気がします。その辺について、この補正の事業でどういうふうに改善されていくのかということについて伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 私のほうからは臨時創生交付金の関係のことについてお答えいたします。

先ほどの御質問の中身についてですが、この交付金の中に該当しないとか、含まれないでやっていないものはないかという質問でよろしいでしょうか。

〔発言する人あり〕

○企画財政課長（菅野享一君） すみません。交付金は国のほうから示されている金額がこの6,600万円ということで、全て該当させていただいております。

あと、財政調整基金との関係でございますが、5月の臨時議会の際には、まだこの交付金の内容が固まっていませんでしたので、町の単独事業ということで財政調整基金のほうを財源として充てていたものでございますけれども、国のほうの交付金に対象になる事業として、それぞれ項目が該当しましたので、そちらのほうの交付金を利用させていただくということで財源をそちらに振替させていただいております。

今後も単独分があれば、財政調整基金とかそういった町の財源を使つての活用も考えられると思います。

以上です。

〔「交付金全部使ったでしょう」と言う人あり〕

○企画財政課長（菅野享一君） 交付金のほうは全て該当させておりますので。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（横澤則子君） 私のほうからは2点目についてお答えいたします。

議員おっしゃるとおりからあげプロジェクトにつきましては、昨年度から事業計画をして、新型コロナウイルスの発生いかににかかわらず推進していこうと先行してきた事業でございます。今回のすみチケに関しましては、新型コロナウイルスで影響が大きかった飲食店を応援しようというところで、少しずれが生じているというのはそのとおりかと思えます。からあげプロジェクトの対象店舗の中には飲食店というくりじゃないところがありますので、そこが該当になっていないというのが実態であります。今回のテイクアウトの推進事業に関しましては、からあげにかかわらず、各飲食店等でもっとテイクアウトを推奨するというような支援の策でございます。第一弾のすみチケの対象は飲食店ということにしていますので、第一弾のすみチケでは対象にならないところはありますけれども、第二弾の枠の中では今後対象枠を検討していくという今段階ですので、その辺りも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀧本正徳君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） このすみチケとからあげプロジェクトの関係なんですけども、すみチケの有効期限は10月31日までです。それとは別にからあげプロジェクトの期限は7月31日まで。それから第二弾は今説明があったとおり、食以外にも間口を広げてやる計画があるということと言うと、第一弾の食にこだわって、またはからあげプロジェクトに関連してというのは、何か急がないといけないというか、そういう気がします。できるだけすみチケでからあげプロジェクトなどの利用ができるような形になっていけばいいのかなと思えますが、どうでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（横澤則子君） 議員、御提案のとおりそういう観点での調整と言いますか、相談も内部ではしたところあります。いずれ今回、先ほども申し上げましたとおり、コロナウイルス対策の飲食店、減少率が高い飲食店の応援ということで、あまりにも最初から多岐にわたるサービス業の対象にすることによって、飲食店を応援するところがぼやけてしまうという部分もありましたし、すみチケを使う側が混乱するのではないかというようなところも懸念したところあります。いずれからあげプロジェクトというものを7月31日までにはしておりますけれども、あくまでもそれは推進の最初の期間でありまして、今後も継続

してテイクアウト事業を支援していく、あるいはからあげ事業を支援していくということには変わりはありませんので、そういう部分でタイアップしながら飲食店、小売業、いろいろな事業者及びからあげプロジェクトのテイクアウト事業の推進を一体的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀧本正徳君） ほかに、ございませんか。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 2点お伺いします。

10ページ、16款の財産収入、財産運用収入として土地貸付料が502万7,000円計上になっておるわけでありますが、これはどこに貸付けして、土地をどんな形で利用する用途なのか確認させていただきます。

第2点は、11ページの2款の総務費、企画費の中で12節の委託料に応急仮設住宅本町団地の利活用の基本計画策定業務委託料がありまして、年数もたっているということで、ここで改めて利活用を考えるというのはどういうことなのかと思いましたが、この利活用をどのように考えながら策定業務の委託をどこにやろうとしているのか、その点確認させていただきます。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 1点目の土地貸付料の関係でございます。

こちらにつきましては、合同会社グリーンパワー住田遠野というところに貸し付けているものでありまして、用途でございますけれども、住田遠野風力発電事業ということで風力発電を行うための事業に貸付けするというところでございますけれども、形態といたしましては、地上権、地役権の設定ということでその料金を頂くものとなっております。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 私のほうからは2点目の本町団地の基本計画の件についてお答えいたします。

こちらの事業につきましては、仮設が建っている本町、あとは中上というそれぞれの団地があるわけですが、今後の利活用についていろいろ協議している中のうちで、本町団地については、今オフィスサテライトというか、あと学びの場所のという考え方が一つありまして、本町団地でそういった事業ができないかということで、サテライトオフィスとか、そういった事業ができないかということで、その活用についての基本計画をつくっていただくという

ことで考えている内容でございます。

計画の内容については、邑サポートさんをとということで考えているところでございます。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 土地の貸付料については、いずれ風力発電に関わるグリーンパワーインベストにとということで地上権の設定ということのようではありますが、そうしますとこれは単年度での貸付けなのか、継続して貸付料を取得できるのかと。その貸付料の関わりあると、今度構築物ができた際の固定資産税を設定するのとの関わりではどんなことになるのか、固定資産税の貸付けとかかわらず構築物には固定資産税を課税していくという方針なのかどうか、そこを確認させていただきます。

それから、応急仮設については既に本来利用年数が限定されて長くなって、例えば現場見てみると、基礎のくいが大分腐食になったり、底床板が腐食になったりということで、このままの状態を利用するということになると、事故があったり、維持管理にさらなる費用がかかるのではないかと思われるので、木造の仮設住宅の利用を生かしていくという考えであれば、この災害復旧の期限も限られてくるので、国は震災の交付金の事業の復興の関係は、事業年度を延長しているようではありますが、それらの関連の予算等もある範囲の中で解体を急いで行って、新たに木造の仮設型のそういったものを考えるのであればいいと思うんですが、その辺のところの検討も含めて、このあと引き続き中上団地の後の利活用の検討も地域住民で行うということがあるんで、その辺の見解をお伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） 土地貸付料の関係でございます。この契約につきましては、地上権の設定ということで、令和2年の1月20日から令和32年の1月19日、30年間の契約ということになります。地上権を設定する理由でございますけれども、相手方から事業資金を調達する上で金融機関からの融資条件となっていることで権利設定を望まれたものでございます。賃貸借契約ですと、抵当権の設定はできないということになってございます。地上権として設定をすれば、金融機関が抵当権の設定ができます。仮に事業が継続困難になった場合でも、金融機関が事業継続相手を探すこととなりますし、事業を継続した者が風車等の撤去の義務も負うこととなりますので、町としては地上権の設定ということで契約をしたものであります。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 私のほうからは、本町団地の今後の計画も含めましての今後のことについてお答えしたいと思います。

今回、この基本計画ということで今考えている部分も含めまして、建物の心配はそのとおりでございますので、どういう活用の仕方にかできるか、はたまた一度やはり建て直すとか、何か別なものがいいのかといったところも含めましての検討を進めていきたいと思ひますし、もちろん震災の遺構ということのところで交流できる場所ということで、例えば仮設住宅を見学できるような、去年三陸復興の感じで、庁舎のほうにも展示したようなあいったイメージとかも含めまして、今後考えていきたいと思ひます。

○議長（瀧本正徳君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 修君） 個別の納税者に関することについてはお答えを差し控えさせていただきますが、一般的な考え方としては、償却資産での課税等になろうかと思ひられます。

○議長（瀧本正徳君） 6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 1点ということになります、12ページの3款民生費の社会福祉総務費の新生児の特別定額給付金に関わりましては、新生児約30人ほどですか、予定をされて計上されたということで大変ありがたく思ひます。

まず質問の大きなところは、これは消防のほうの防災対策費になるのか、あるいは4款の衛生費の予防費ということになるかですが、一般質問の中でも、避難所の中での間仕切りであるとか、ハニカムベッドとかいろいろ提案をさせていただきましたが、新型コロナウイルスの感染者を見分けると言ひますか、そういう予防する意味で、庁舎の入り口とかに小中学校も対象になるかもしれませんが、サーモグラフィーカメラを、あるいはモニター、そういうのを県の庁舎なんかでも今導入が始まっているわけです。非接触型の体温計で一人一人なかなか測るといふのも大変なことでございますので、ぜひこういうサーモグラフィーカメラとモニターとかセットしたのも庁舎とかあるいは小中学校とかの現場にも導入が必要なのじゃないかなというふうに思ひます。

それからもう一つ感染予防に関わってですが、消毒液、ボトルに入っているような場所にあるわけですが、これも大勢が出入りするようなところだと、今足踏み式の手指消毒器というのが開発されておりまして、一々ボトルに触らなくても消毒できるというふうなものもございますので、大勢出入りするような公共施設の部分については、そういう導入があってもいいのじゃないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 私のほうからは1点目のサーマルカメラの関係についてですけれども、12ページの4款1項の3目17節のほうに備品購入費がございまして、ここに計上しております体温計測機器購入費の部分、これが表面温度計測サーマルカメラの部分になります。今回考えているのは、タレット型というのとハンディ型ということで、タレット型というのは置き式で数名を1回に計れて、モニターがあってそこで検知ができるものと、あとはハンディ型というのは1人ずつ計測をして計れるものということで、議員おっしゃいますとおり、例えば大勢の催しものがあるようなときにそういったものを活用しながら、体温計測をして健康観察をしていくというようなことに使おうということで今回予算要求をしたものでございます。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） 足踏み式の消毒の機器というところでございますけれども、今回の消耗品の購入の中には入っておらないところでございます。利点がそのとおりあると思いますので、一つの意見といたしまして参考にさせていただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） そうしますと、保健福祉課長にお尋ねしますが、先ほどタレット型と個別にやるものと2種類あるということですが、今回のこの予算の160万円近くになるわけですが、これには何台とかどこに設置するというふうな形で見てるのかお聞きいたします。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 今回考えているのはタレット型が1台、ハンディ型が1台ということで台数については考えてございますし、設置については庁舎に置くという方法もございまして、あとは可動式と言いますか、動かせるものだと思いますので、例えば農林会館で催しものがあるようなときにはそちらのほうにも設置をすとかという形でやろうと思っておりますので、どこかに固定ということでは考えてはございません。

○議長（瀧本正徳君） ほかに、ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第7号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第8号

○議長（瀧本正徳君） 日程第9、議案第8号 令和2年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 議案第8号 令和2年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の予算補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ12万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,808万1,000円としたものであります。

補正の内容について、2ページ、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

詳細は3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書を御覧願います。

初めに、歳入について御説明いたします。

5款1項他会計繰入金12万3,000円の増は、一般会計事務費繰入金の増であります。

次に、歳出について御説明いたします。

1款1項総務管理費12万3,000円の増は、国民健康保険電算委託料の増によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号 令和2年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第8号 令和2年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第9号

○議長（瀧本正徳君） 日程第10、議案第9号 令和2年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 議案第9号 令和2年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算は、保険事業勘定に係る補正で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,842万4,000円にしようとするものであります。

補正後の歳入歳出予算を2ページ、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

2ページをお開きください。

まず、歳入について説明いたします。

なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書2. 歳入を御覧ください。

1款保険料、1項介護保険料353万4,000円の減は、第1号被保険者特別徴収保険料330万8,000円の減、第1号被保険者普通徴収保険料22万6,000円の減であります。

3款国庫支出金、2項国庫補助金10万円の増は、介護保険事業費補助金の増であります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金353万4,000円の増は、低所得者保険料軽減繰入金金の増であります。

同じく、2項基金繰入金5万2,000円の増は、介護給付費準備基金繰入金金の増であります。

次に、歳出について説明いたします。

詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書3. 歳出を御覧ください。

5款地域支援事業、3項一般介護予防事業15万2,000円の増は、消耗品2万1,000円の増、郵便料13万1,000円の増であります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号 令和2年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第9号 令和2年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第10号

○議長（瀧本正徳君） 日程第11、議案第10号 財産の処分に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 議案第10号 財産の処分に関し議決を求めることについて説明いたします。

処分する目的は、イワタニ・ケンボロー株式会社の畜舎等及び浄化槽設備の建設用地に供するため、世田米字小飼沢の町有地を売払いしようとするものであります。

イワタニ・ケンボロー株式会社では、昭和57年から町有地を借り受け、当該地において原種豚、肉豚等の生産及び販売、堆肥等の製造及び販売を行っておりますが、今回現行施設の老朽化による建て替えを行うのを機に、町有地を取得したいとの意向でありました。

計画は本年度より用地造成工事や、浄化槽建設工事に着手し、令和4年度までに新築の畜舎等を建設し、既存の畜舎等を解体するものと聞いてございます。本町といたしましては、畜産振興や雇用の場の確保、町内からの企業撤退防止の観点から、イワタニ・ケンボロー株式会社の意向に沿い、計画に協力しようとするものであります。

処分する財産であります。土地、世田米字小飼沢30番137、30番218、30番220の3筆で、細目は原野が1筆、山林が2筆で面積は3筆合計13万203平方メートルであります。処分価格は土地代金777万7,312円で、宅地の1平方メートル当たりの単価は369円、原野の1平方当たりの単価は20円、山林の1平方メートル当たりの単価は31円であります。処分の方法は売払いであります。

なお、イワタニ・ケンボロー株式会社からは令和2年4月4日付で払下げ申請書の提出があり、5月19日付で仮契約を締結してございます。

財産の処分につきましては、予定価格700万円以上、土地については1件5,000平方メートル以上のものは地方自治法及び町の条例により、議会の議決が必要となるもので、今回処分しようとする財産は、その要件に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号 財産の処分に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第10号 財産の処分に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第11号

○議長（瀧本正徳君） 日程第12、議案第11号 住田町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長（菅野享一君） 議案第11号 住田町過疎地域自立促進計画の変更について

御説明いたします。

議案の別紙計画の変更後を御覧いただきたいと思います。

今回の変更は、下線部の事業追加でございます。

住田町過疎地域自立促進計画は平成28年度から令和2年度（旧平成32年度）までの計画を定めております。令和2年度に木工館浄化槽設置事業、防火用水路取水施設設置事業、高齢者生活福祉センター改修事業、保育園空調設備設置事業を実施しようとすることから、事業追加のため計画を変更するものであります。

なお、過疎地域自立促進市町村計画は過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項により準用する第1項の規定により、重要な変更についてあらかじめ県と協議し、議会の議決を経ることとされているものであり、今回の追加事業のうち、高齢者生活福祉センター改修事業が重要な変更に該当することから、議会の議決を経ようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

2番、荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 中に含まれている、世田米保育園改築事業と、それから保育園空調設備設置事業について伺います。

どこにも書いてあるんですけど、一番最後のページに小さく、一番最後のほうに（3）として書いてありますので、そこを見ていただければと思います。

これは、町内保育園の年中、年長児の部屋等へのエアコン導入の件なのでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（伊藤豊彦君） そういうことになります。

○議長（瀧本正徳君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） この町内の年中、年長児の部屋等へのエアコン導入の進捗状況はどのような具合なのでしょう。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（伊藤豊彦君） 詳しい日付はちょっとここに資料がございませんが、既に入札、契約をしておりますので、恐らく今月中には付く予定となっております。

○議長（瀧本正徳君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） そうすると今月中に設置されて使えるようになるということなんでは

ようか。

現在新型コロナ時代であり、保育園の子供たちも園内でマスクをしているそうです。それで、その中でおととい、6月10日この住田町は34.5度、それから平均より12.2度高めの真夏日でした。旧川井村は35.4度の猛暑日でした。蒸し暑い梅雨や夏がまだまだこれから来ます。町民の命を守る観点からも、ぜひとも保育園のエアコン設置を早急をお願いしたいと、これは要望しておきたいと思います。

この件では、父兄からも要望を寄せられていましたんで申し上げておきます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかに。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 高齢者生活福祉センターアールスに関わりましてお尋ねをいたします。

先日も30度を超えるような大変暑い日があったわけですが、今回の改修に当たって、熱中症対策というのがどのように捉えたのかお聞きいたします。

まず1点目。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 今回の高齢者生活福祉センターの改修事業の工事の中で、熱中症対策に係るものはどういうものかという御質問でよろしかったでしょうか。

今回の、今年分の改修の中では、天井回り、天井の部分の改修をやる予定となっております。

それからあとは、排煙窓がありますけども、排煙窓の修理といった部分も換気といった部分もありますので、そういった部分も熱中症対策に関わる部分かなというふうに思います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） エアコンの設置とかそういうのは十分になっているのかというふうにお聞きしますし、それから気仙川の今改修工事がなされているわけですが、川口以北の抜本的な改修というのは行われていないわけですね。

〔発言する人あり〕

○6番（村上 薫君） そうですね、よろしいです。

先ほどの熱中症に関わっての、先ほど聞きましたが天井回りの改修とか、排煙の窓修理ということですが、これだけで十分な形が取れるということなののでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 今年の工事については、この2か所がそれに関わる部分ということになりますけども、あとはこのほかに職員の休憩室にエアコンを今年で設置する予定がありますので、退避的に使う場所としてはそこが使えることになります。あとは、来年度の事業の中でホールのエアコンが入ってきますので、抜本的に解決になるのは来年度以降ということになるのかなというふうに思います。

○議長（瀧本正徳君） ほかに、ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号 住田町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第11号 住田町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を行います。

◎日程第13 議案第12号

○議長（瀧本正徳君） 日程第13、議案第12号 住田町農業委員会委員の過半数を認定農業者又はこれらに準ずる者とするに関し同意を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 議案第12号 住田町農業委員会委員の過半数を認定農業者又はこれらに準ずる者とするに関し同意を求めることについて説明いたします。

平成28年4月11日に農業委員会等に関する法律が改正、施行され、今回が改正後2回目の提案となります。現在の農業委員の任期が令和2年7月19日までとなっており、新たな農業委員の選任に向けて手続を進めてきたところであります。3月2日から4月1日までの期間、委員の募集を行ったところ、定員8名に対し9名の推薦があり、その後委員候補者評価委員会の評価において、8名の委員の選任及び8名の全員が適当と判断されたところであります。

改正された法律第8条第5項において、認定農業者及び認定農業者である法人の業務を執行する役員、または当該法人の使用人であつて、当該法人の行う耕作、または養畜の事業に関する権限及び責任を有する者が委員の過半数を占めることとなっておりますが、候補者の8人のうち、この要件を満たす認定農業者は4人となっており、過半数に達しておりません。この場合は、同条同項のただし書で、町の認定農業委員の総数が一定の人数を下回っている場合には、議会の同意を得た上で、認定農業者に準ずる者を含めて過半数とすることが可能となっております。

今回の候補者において、この認定農業委員に準ずる者を含めると過半数の5人となることから、この後議案第13号から議案第20号として8人の農業委員の任命に関する議案を提案いたしますが、その前提として、認定農業者に準ずる者を含めて過半数とすることに関し議会の同意を求めるものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号 住田町農業委員会委員の過半数を認定農業者又はこれらに準ずる者とするに関し同意を求めることについてを採決します。

議案第12号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第12号 住田町農業委員会委員の過半数を認定農業者又はこれらに準ずる者とするに関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1時04分

再開 午後 1時05分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

◎日程第14～日程第21 議案第13号～議案第20号

○議長（瀧本正徳君） 日程第14、議案第13号から日程第21、議案第20号の住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

○議会事務局長（松田英明君） 議案第13号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を住田町農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所、岩手県気仙郡住田町上有住字中井6番地。

氏名、松田秀樹。

生年月日、昭和26年8月8日。

令和2年6月9日提出。

住田町長、神田謙一。

議案第14号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を住田町農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所、岩手県気仙郡住田町世田米字天風87番地。

氏名、紺野幸男。

生年月日、昭和25年2月9日。

令和2年6月9日提出。

住田町長、神田謙一。

議案第15号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を住田町農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所、岩手県気仙郡住田町世田米字窪田31番地2。

氏名、村上秀夫。

生年月日、昭和27年9月7日。

令和2年6月9日提出。

住田町長、神田謙一。

議案第16号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を住田町農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所、岩手県気仙郡住田町上有住字小松107番地。

氏名、及川良一。

生年月日、昭和26年11月17日。

令和2年6月9日提出。

住田町長、神田謙一。

議案第17号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を住田町農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所、岩手県気仙郡住田町世田米字上城60番地。

氏名、菅野良一。

生年月日、昭和24年11月15日。

令和2年6月9日提出。

住田町長、神田謙一。

議案第18号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を住田町農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所、岩手県気仙郡住田町上有住字八日町135番地。

氏名、及川恵美子。

生年月日、昭和45年10月2日。

令和2年6月9日提出。

住田町長、神田謙一。

議案第19号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を住田町農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所、岩手県気仙郡住田町下有住字新切32番地。

氏名、吉田正平。

生年月日、昭和32年5月30日。

令和2年6月9日提出。

住田町長、神田謙一。

議案第20号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を住田町農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所、岩手県気仙郡住田町世田米字清水沢70番地1。

氏名、多田まり子。

生年月日、昭和28年10月21日。

令和2年6月9日提出。

住田町長、神田謙一。

○議長（瀧本正徳君） 提案者の説明を求めます。

町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 議案第13号から第20号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを一括して御説明いたします。

提案いたしますのは、令和2年7月19日で任期満了となります住田町農業委員会の委員の任命でございます。

まず、議案第13号は松田秀樹氏でございます。松田氏につきましては、上有住字中井にお住まいになられ、現在68歳でございます。住田町農協に勤められた後、農業に従事され、現在も認定農業者として御活躍されていらっしゃいます。また、現在は両向ピア・ファーム大船渡市農協においては監事の職に当たられておりますとともに、平成26年からは農業委員、平成29年からは農業委員会会長を務めていただいております。

次に、議案第14号は紺野幸男氏でございます。紺野氏につきましては、世田米字天風にお住まいになられ、現在70歳でございます。若くから農業に従事され、現在も認定農業者として御活躍されていらっしゃいます。また、有機栽培研究会の役員や、転作推進委員を長年務めていただいておりますとともに、平成29年からは農業委員を務めていただいております。

次に、議案第15号は村上秀夫氏でございます。村上氏につきましては、世田米字窪田にお住まいになられ、現在67歳でございます。若くから農業に従事され、現在も認定農業者として御活躍されていらっしゃいます。また、下在下農林業振興会長、下在水稻栽培組合長など地域の要職を担っていらっしゃる方でございます。

次に、議案第16号は及川良一氏でございます。及川氏につきましては、上有住字小松にお住まいになられ、現在68歳でございます。天嶽地区農林業振興会役員を始め、水利組合役員、自治会長等を務められ、平成26年から農業委員、現在は農地利用最適化推進委員を務めていただいております。

次に、議案第17号は菅野良一氏でございます。菅野氏につきましては、世田米字上城にお住まいになられ、現在70歳でございます。若くから農業に従事され、平成9年から平成26年までは認定農業者として御活躍いただいたところであり、引き続き先駆的な農業

経営に取り込まれる傍らで、平成26年から農業委員も務めていただいております。

次に、議案第18号は及川恵美子氏でございます。及川氏につきましては、上有住字八日町にお住まいになられ、現在49歳でございます。自営であります及川商店で経理等に從事されており、また住田町商工会女性部員として商工業の振興に尽力されていらっしゃる。農業委員会等に関する法律では、第8条第6項で、委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。同条第7項で、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないとされております。及川氏につきましては、平成29年から農業委員を務めていただいておりますが、引き続き利害にとらわれず、また女性としての立場から農業委員会の運営に御意見を頂けるものと期待しているところでございます。

次に、議案第19号は吉田正平氏でございます。吉田氏につきましては、下有住字新切にお住まいになられ、現在62歳でございます。若くから農業に従事され、現在も認定農業者として御活躍されております。また、岩手県山林種苗協同組合理事や、気仙地方森林組合理事の職に当たられております。

次に、議案第20号は多田まり子氏でございます。多田氏につきましては、世田米字清水沢にお住まいになられ、現在66歳でございます。大船渡市社会福祉協議会に勤められた後、平成29年から農業委員を務めていただいております。多田氏におかれましても、引き続き女性としての立場から農業委員会の運営に御意見を頂けるものと期待をしているところでございます。平成29年度から現在まで農業委員として活躍をされております。

以上、御提案申し上げましたが、いずれも地域農業事情に精通し、また地域の農業者から信頼も厚く、住田町農業委員会の委員として適任でございますので、議員各位の同意を賜りますようお願いをするものであります。

以上、提案といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

人事案件は、先例により討論を省略する例となっておりますので、討論を省略します。

これから議案第13号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第13号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第13号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから議案第14号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第14号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第14号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから議案第15号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第15号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第15号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから議案第16号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第16号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第16号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから議案第17号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第17号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第17号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから議案第18号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第18号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第18号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから議案第19号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第19号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第19号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから議案第20号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第20号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第20号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時23分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

◎日程第 2 2 議案第 2 1 号

○議長（瀧本正徳君） 日程第 2 2、議案第 2 1 号 住田町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

○議会事務局長（松田英明君） 議案第 2 1 号 住田町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて。

次の者を住田町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

住所、岩手県気仙郡住田町下有住字中上 9 番地 2。

氏名、金野孝。

生年月日 昭和 3 2 年 2 月 1 6 日。

令和 2 年 6 月 9 日提出。

住田町長、神田謙一。

○議長（瀧本正徳君） 提案者の説明を求めます。

町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 議案第 2 1 号 住田町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを御説明いたします。

提案いたしましたのは、固定資産評価審査委員会委員の選任でございます。

金野孝委員の任期満了に伴うものでありますが、再度、金野氏の選任をお願いするものでございます。

金野氏につきましては、住田町下有住字中上にお住まいで、現在 6 3 歳でございます。東北測量専門学校を卒業後、大船渡市の民間会社で 1 2 年間測量設計に従事されました。平成 3 年住田町役場に採用されてからは、退職までの 2 6 年間建設課主任主査、副主幹などを歴任し、主に土木行政においてその能力を発揮いただいたところでございます。固定資産評価審査委員につきましては、平成 3 0 年から務めていただいております。この間、審査制度の運営に御尽力いただいていたところであります。

以上、経歴、人物、識見とも申し分なく、固定資産評価審査委員として適任の方でございますので、議員各位の同意を賜りますようお願いするものであります。

以上、提案といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

人事案件は、先例により討論を省略する例となっておりますので、討論を省略します。

これから議案第21号 住田町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第21号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第21号 住田町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第23 請願第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第23、請願審査報告、請願第1号 「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2021年度政府予算に係る意見書」採択の請願を議題とします。

総務教民常任委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

○議会事務局長（松田英明君） 請願審査報告書 令和2年6月12日、住田町議会議長 瀧本正徳様、総務教民常任委員会委員長 佐々木春一。

令和2年6月9日第5回住田町議会定例会において、本委員会に付託された請願第1号は、審査の結果、下記のとおり決定したので、住田町議会会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記

1、事件名、請願第1号 「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2021年度政府予算に係る意見書」採択の請願。

2、審査の結果、採択。

3、審査、令和2年6月10日。

4、意見、関係機関に意見書を提出することを適当と認める。

○議長（瀧本正徳君） 委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、佐々木春一君。

[総務教民常任委員長 佐々木春一君登壇]

○総務教民常任委員長（佐々木春一君） 請願第1号 「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2021年度政府予算に係る意見書」採択の請願。

審査報告、令和2年6月9日第5回住田町議会定例会において、当総務教民常任委員会に付託された請願第1号 「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2021年度政府予算に係る意見書」採択の請願について、審査の経過と結果を御報告いたします。

この請願については、令和2年6月10日当委員会を開催し、委員全員の出席のもと審査をし、採択すべきものと決定いたしました。

請願者は、大船渡市盛町字東町14の2、岩手県教職員組合南リアス支部支部長佐々木修一であります。

紹介議員は、佐々木信一議員、水野正勝議員であります。

本請願が求めている内容は、教職員の定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元に係る意見書を国へ提出されたいというものであります。

6月10日に当委員会で採択すべきとの意見が委員全員であったことから、当委員会の審査結果を採択にすべきものと決定いたしました。

以上、本委員会の審査について御報告を申し上げましたが、委員会の意図するところを御理解いただき、各議員の賛同を賜りますようお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、請願第1号 「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2021年度政府予算に係る意見書」採択の請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、請願第1号 「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2021年度政府予算に係る意見書」採択の請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第24 発議第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第24、発議第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議会事務局長（松田英明君） 発議第1号 令和2年6月12日、住田町議会議長 瀧本正徳様。

提出者、住田町議会議員 佐々木春一。

賛成者、同じく、高橋靖、同じく、村上薫、同じく、佐々木初雄、同じく、荻原勝。

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書。

上記の意見書案を、別紙のとおり住田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

なお、別紙、意見書案については朗読を省略します。

○議長（瀧本正徳君） 提出者の説明を求めます。

佐々木春一君。

[5番 佐々木春一君登壇]

○5番（佐々木春一君） 発議第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について、発議案の朗読をもって趣旨説明といたします。

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書。

新型コロナウイルス感染症対策として3月には全国において一斉休校が行われ、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けている。長期の休校による子供の学習の遅れと格差の拡大、心身の不安とストレスは大変深刻であり、子供と教職員の健康と命をいかにして守っていくかは、重要な課題である。

また、学校現場における課題が複雑化、困難化する中で、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や、授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっており、豊かな学びの実現のために教職員定数改善が不可欠である。子供たちをゆったりと受け止めながら、学びと共に、人間関係の形成、遊びや休息をバランスよく保障する柔軟な教育が必要である。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。豊かな子供の学びを保障するための条件整備はもちろんのこと、子供の実態に応じた柔軟な教育活動のためには学習指導要領などによる管理統制を弾力化し、現場の創意工夫を引き出すことが不可欠である。

よって、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月12日 岩手県住田町議会議長 瀧本正徳。

意見書を提出する機関は、衆議院議長 大島理森様ほか関係機関であります。

以上、御提案申し上げますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を採決します。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、発議第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（瀧本正徳君） これで、本日の日程は全部終了しました。

第5回住田町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 1時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員